

実技教育のポイント (420分)

実技教育のねらいは、「第5章 低圧活線作業および活線近接作業の方法」で修得した知識を実践できるよう実技を通して、体得させることである。

実技教育を計画する際には、次に示す各科目の実施例などを組み合わせて、7時間以上（開閉器の操作の業務のみを行う者に対しては、1時間以上）実施する。

科 目 (法令上の範囲を示しています)	要 点 (強調及び説明の方法等)	時間 配分
充電電路の防護	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「2. 充電電路の防護」を参照して、次の事項を行う。 1) 低圧ビニルシートの取り付けを行う。 ただし、実技教育にあたっては、絶縁用保護具を着用のうえ、検電器を使用して無電圧を確認してから行う。 2) 絶縁管の装着を行う。実技教育での注意点は前項と同じとする。 3) 開閉器の端子カバーを確認し、端子カバーのないものは絶縁テープを2から3重に巻く。 ただし、実技教育にあたっては、検電器を使用して開閉器盤や分電盤の内部の全ての無電圧を確認してから行う。（やむを得ず、一部の充電部が残る場合は、充電部をビニルシートで絶縁保護してから行う。） 4) アーク溶接機等の入力側端子も同様に、絶縁保護を行う。 【実技教育実施例】 (1) 絶縁用保護具（低圧用ゴム長靴・低圧用腕力バー・低圧用ゴム手袋・電気用安全帽）の着用実技（指差し呼称による装着確認を実施する。） (2) 低圧用検電器の使用実技 (3) 分電盤の母線等に低圧用ビニルシートの設置 ※分電盤内の幹線 (4) アーク溶接機の入力端子の低圧用ビニルシートの設置	9:00 2 11:00 (120)
作業者の絶縁保護	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「1. 作業員への絶縁保護」を参照し、次の絶縁用保護具の着用を行う。 ①電気用安全帽 ②絶縁用ベスト ③絶縁衣 ④低圧用ゴム手袋 ⑤低圧用腕力バー ⑥低圧用ゴム長靴 絶縁用保護具の着用時の注意事項（絶縁保護具の目視点検、絶縁保護具着用後の損傷）等を説明する。 【実技教育実施例】 (1) 低圧用ゴム手袋の損傷等の目視点検 (2) 低圧用ゴム手袋の簡易空気漏れテストの実施 (3) 低圧用腕力バーの損傷等の目視点検	11:00 2 12:00 (60)
作業電路に対する措置	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「3. 停電電路に対する措置」を参照し、次の措置を行う。 1) 開閉器の通電禁止の措置 2) 停電の確認 3) 残留電荷の放電 4) 誤通電の防止 5) 作業終了後の確認 【実技教育実施例】 (1) 通電禁止措置→分電盤の開閉器を開放して、分電盤の扉の鍵をかける。 (2) 開閉器の通電禁止措置→ブレーカに専用のロックを施す。	13:00 14:00 (60)

科 目 (法令上の範囲を示しています)	要 点 (強調及び説明の方法等)	時間 配分
	(3) 停電の確認→開閉器類の確認と検電器の扱い方 (4) 残留電荷の放電→接地線による接地の実施 (5) 誤通電の防止→表示の記載(通電禁止指示者名・連絡先・禁止期間)の確認 (6) 誤通電の防止→短絡接地の措置 (7) 作業終了後の確認→チェックリストによる指差呼称	
作業管理	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「4. 作業管理」を参照し、次の作業管理を行う。 1) 作業計画書の作成 2) 測定器、安全用具の確認 3) 作業前の打ち合わせ、作業内容の周知 4) 誤通電の防止方法 5) 作業終了後の確認 【実技教育実施例】 (1) 作業計画書(作業手順等を含む)の作成→作業手順書の作り方、読み方など (2) 測定器、安全用具の確認→測定器の作動確認 →安全用具の目視点検 (3) 誤通電の防止→(作業電路に対する措置の(5)及び(6)と同じ) (4) 作業終了後の確認→(作業電路に対する措置の(7)と同じ)	14:00 ↓ 15:00 (60)
救急処理	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「5. 救急処置」を参照し、救急処置の訓練を行う。 特に「2) 感電災害時における注意事項」の訓練を行う。 【実技教育実施例】 (1) 感電中の被災者の充電部からの離脱補助 (2) 応急手当の訓練 (3) 救急蘇生法の訓練	15:00 ↓ 16:00 (60)
災害防止	テキスト「第5章 低圧活線作業及び活線近接作業の方法」の「6. 災害防止」を参照し、災害防止の訓練を行う。 【実技教育実施例】 (1) 過去の電気災害の事例による災害分析 (2) 低圧電気近接作業のKY (3) 仮設電気設備の安全パトロール訓練	16:00 ↓ 17:00 (60)